別添四2・2∞・6の次に次を加える。

2.29.　「間隙比」とは、金型の図面を基に算出したトレッドパターン溝の面積とトレッドとの面積の比をいう。

2.30.　「タイヤクラス」とは、次の2.30.1.及び2.30.2.に規定するものをいう。

2.30.1.　「クラスC2タイヤ」とは、単輪でのロードインデックスが121以下及び速度区分記号が「N」、「P」、「Q」、「R」、「S」、「T」、「U」又は「H」で分類されるタイヤをいう。

2.30.2.　「クラスC3タイヤ」とは、次の2.30.2.1.又は2.30.2.2.の条件を満たすタイヤをいう。

2.30.2.1.　単輪でのロードインデックスが122以上であること

2.30.2.2.　単輪でのロードインデックスが121以下及び速度区分記号が「F」、「G」、「J」、「K」、「L」又は「M」で分類されるものであること

別添四3・3・1・中「3.3.1.1.から3.3.1.10.」を「3.4.1.1.から3.4.1.10.まで」に改め、同別添3・3・1・10・を3・4・1・10・と、同別添3・3・から3・3・1・9・を同別添3・4・から3・4・1・9・に繰り下げ、同別添3・2・5・の次に次を加える。

3.3.　トレッドパターンの設計

3.3.1.　特殊用途タイヤは、次の3.3.1.1.又は3.3.1.2.の要件を満たさなければならない。

3.3.1.1.　C2タイヤの場合：

(1)　トレッドパターン溝の深さ≧11mm

(2)　間隙比≧35%

3.3.1.2.　C3タイヤの場合：

(1)　トレッドパターン溝の深さ≧16mm

(2)　間隙比≧35%

3.3.2.　プロフェッショナルオフロードタイヤは、次の3.3.2.1.又は3.3.2.2.の要件を満たさなければならない。

3.3.2.1.　C2タイヤの場合：

(1)　トレッドパターン溝の深さ≧11mm

(2)　間隙比≧35%

(3)　速度区分記号が「N」、「P」又は「Q」で分類されるものであること

3.3.2.2.　C3タイヤの場合：

(1)　トレッドパターン溝の深さ≧16mm

(2)　間隙比≧35%

(3)　速度区分記号が「F」、「G」、「J」又は「K」で分類されるものであること

別添四3・4・1・10・の次に次を加える。

3.4.1.11.　特殊用途タイヤの場合、「MPT」、「ML」又は「POR」

別添十一3・2・20・1・中「始動スイッチが切られ、又は鍵が取り外された後においても、規定されたタイプ－O試験において求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること」を「以下の要件を満たさなければならない」に改め、同別添3・2・20・1・に次を加える。

(1)　始動スイッチを「オン」の位置に入れた状態で、主制動装置を作動させた場合において、別紙1の2.1.1.に規定する主制動装置の原動機切り離しタイプ－O試験において求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること。

(2)　始動スイッチを「オン」の位置から「オフ」又は「ロック」の位置に入れてから、60秒以内の間に主制動装置を3回作動させた場合において、当該作動ごとに別紙1の2.1.1.に規定する主制動装置の原動機切り離しタイプ－O試験において求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること。

(3)　(2)に規定するところにより主制動装置を3回作動させた後に、主制動装置を1回作動させた場合において、別紙1の2.2.2.に規定する二次制動装置に求められる制動力と同等以上の静的総制動力を発生することができるものであること。

別添百十一2・1・中「まで」の下に「及び2.18.」を加える。

別添百十三1・中「この技術基準は、」の下に「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が5tを超えるもの、」を加え、同別添3・1・（1）・中「貨物の運送の用に供する普通自動車」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が5tを超え12t以下のもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車」に、同別添3・1・（2）・中「貨物の運送の用に供する普通自動車」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が12tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第六十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

22　平成二十九年八月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車が前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定を適用するものとする。

23　平成二十五年一月二十七日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のものについては、当分の間、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は、適用しない。ただし、当該自動車が前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えるものである場合にあっては、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定を適用するものとする。

第十五条に次の一項を加える。

19　自動車（保安基準第十八条第五項各号に掲げるものを除く。）に対する細目告示別添九十九の規定の適用については、当分の間、同別添九十九別紙四2・2・1・の規定中「2・2・3・に規定されたインバースタイプ動的検定試験に従って検定されなければならない。検定インパクタは衝突試験十回毎に、2・2・2・に規定されたペンデュラムタイプの動的検定試験に従い検定する。インバースタイプ動的検定試験の場合は衝突試験は三十回毎とする。ただし、衝突試験三十回毎にペンデュラムタイプの動的検定試験の実施は必要ない。」とあるのは「2・2・2・に規定されたペンデュラムタイプ動的検定試験に従って検定されなければならない。検定インパクタは衝突試験十回毎に、2・2・2・に規定されたペンデュラムタイプの動的検定試験に従い検定する。」と読み替えることができる。

第二十二条第二項中「第四十四号第四改訂版の技術的な要件（」を「第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の」に改める。

第二十五条第二項中「補足第二改訂版」を「補足第三改訂版」に、「以下」を「第百十三条において」に改め、同条に次の一項を加える。

4　次に掲げる自動車については、細目告示第三十五条第一項、第百十三条第一項及び第百九十一条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第三十五条第一項、第百十三条第一項及び第百九十一条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十七年一月二十六日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車